

行政制度調整表

専門部会	1	総務	分類	2	人事
分科会	3	人事	調整項目	1	一般職の職員について

中条町担当	総務課	庶務係	担当者名	
黒川村担当	総務課	庶務係	担当者名	

現況		調整方針	備考																																																													
記載事項	中条町	黒川村																																																														
定数と職員数	<p>職員定数条例と職員数 (15.4.1 現在)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>職員定数</th> <th>職員数</th> </tr> <tr> <td>町長の事務部局の職員</td> <td>249</td> <td>211</td> </tr> <tr> <td>議会の事務局の職員</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務局の職員</td> <td>75</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務局の職員</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の職員</td> <td>2</td> <td>(兼務 2)</td> </tr> <tr> <td>監査委員事務局の職員</td> <td>3</td> <td>(兼務 3)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>338</td> <td>273</td> </tr> <tr> <td>企業職員定数条例</td> <td>35</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>373</td> <td>283</td> </tr> </table> <p>「参考」予算上の職員数                      一般会計 251 人(三役、教育長を含む)                      国保会計 5 人 介護会計 4 人                      下水会計 11 人 水道会計 10 人                      農排会計 5 人 計 286 人(下越清掃センター派遣職員は除く。)</p>		職員定数	職員数	町長の事務部局の職員	249	211	議会の事務局の職員	4	4	教育委員会の事務局の職員	75	53	農業委員会の事務局の職員	5	5	選挙管理委員会の職員	2	(兼務 2)	監査委員事務局の職員	3	(兼務 3)	計	338	273	企業職員定数条例	35	10	合計	373	283	<p>職員定数条例と職員数 (15.4.1 現在)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>職員定数</th> <th>職員数</th> </tr> <tr> <td>村長の事務部局の職員</td> <td>195</td> <td>136</td> </tr> <tr> <td>議会の事務局の職員</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務局の職員</td> <td>20</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務局の職員</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の職員</td> <td>2</td> <td>(兼務 2)</td> </tr> <tr> <td>監査委員事務局の職員</td> <td>2</td> <td>(兼務 2)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>223</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>企業職員定数条例</td> <td>10</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>233</td> <td>162</td> </tr> </table> <p>「参考」予算上の職員数                      一般会計 123 人(三役、教育長を含む)                      へき診会計 2 人 簡水会計 1 人                      農排会計 2 人 観光会計 23 人                      地域振興会計 11 人 自動車運送会計 7 人 計 169 人</p>		職員定数	職員数	村長の事務部局の職員	195	136	議会の事務局の職員	2	2	教育委員会の事務局の職員	20	16	農業委員会の事務局の職員	2	1	選挙管理委員会の職員	2	(兼務 2)	監査委員事務局の職員	2	(兼務 2)	計	223	155	企業職員定数条例	10	7	合計	233	162	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般職の職員については、市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定により、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。</li> <li>職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、適正化に努めるものとする。</li> <li>職名、職階及び任用については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から合併時に調整し、統一を図る。</li> <li>職員の給与については、現給保障とし、中条町の制度をもとに段階的に調整する。</li> </ul>	
	職員定数	職員数																																																														
町長の事務部局の職員	249	211																																																														
議会の事務局の職員	4	4																																																														
教育委員会の事務局の職員	75	53																																																														
農業委員会の事務局の職員	5	5																																																														
選挙管理委員会の職員	2	(兼務 2)																																																														
監査委員事務局の職員	3	(兼務 3)																																																														
計	338	273																																																														
企業職員定数条例	35	10																																																														
合計	373	283																																																														
	職員定数	職員数																																																														
村長の事務部局の職員	195	136																																																														
議会の事務局の職員	2	2																																																														
教育委員会の事務局の職員	20	16																																																														
農業委員会の事務局の職員	2	1																																																														
選挙管理委員会の職員	2	(兼務 2)																																																														
監査委員事務局の職員	2	(兼務 2)																																																														
計	223	155																																																														
企業職員定数条例	10	7																																																														
合計	233	162																																																														
職種別職員数	一般事務 196 人 保健師 11 人 保育士 39 人 幼稚園教諭 4 人 調理員 19 人 学校技能員 13 人 運転員 1 人 計 283 人	一般事務 90 人 医師 1 人 保健師 5 人 保育士 12 人 調理員 21 人 応接員 9 人 技能員 11 人 用務員 4 人 運転員 9 人 計 162 人																																																														
職員の平均給料月額及び平均年齢	<p>平均給料月額 326,780 円、平均年齢 43.5 歳 (15.4.1 現在)</p> <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>327,623 円、</td> <td>40.5 歳</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>359,981 円、</td> <td>42.8 歳</td> </tr> </table>	国	327,623 円、	40.5 歳	県	359,981 円、	42.8 歳	平均給料月額 260,053 円、平均年齢 38.1 歳 (15.4.1 現在)																																																								
国	327,623 円、	40.5 歳																																																														
県	359,981 円、	42.8 歳																																																														
関係法令等			<table border="1"> <tr> <th colspan="2">財政への影響額</th> <th colspan="2">単位：千円</th> </tr> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額(増減)</th> </tr> <tr> <td>中条町</td> <td>2,173,009</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td>1,055,481</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,228,490</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>備考 平成15年度当初予算ベース</p>	財政への影響額		単位：千円			予算額	調整後見込額	影響額(増減)	中条町	2,173,009			黒川村	1,055,481			計	3,228,490																																											
財政への影響額		単位：千円																																																														
	予算額	調整後見込額	影響額(増減)																																																													
中条町	2,173,009																																																															
黒川村	1,055,481																																																															
計	3,228,490																																																															